

様式第1号（第3条関係）

さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録申請書

令和4年6月13日

さいたま市長 あて

特定非営利活動法人

団体名 生涯学習コーディネート協会

代表者氏名 三浦 雅光

当団体は、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録要綱第2条に該当するので、下記のとおりさいたま市市民活動及び協働の推進基金登録団体への登録を申請します。

記

団体名	特定非営利活動法人 生涯学習コーディネート協会		
事務所の所在地	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1エイペックタワー浦和119		
代表者氏名	三浦 雅光		
設立年月日	平成18年1月11日	会員数	10名
活動の目的	地域の学習者に対し、生涯学習に必要な情報提供や学習要求を満たす学習内容を提供する教育活動に関する事業を行い、すべての学習者の学習行動に寄与すること		
市内の活動地域	さいたま市緑区、さいたま市浦和区、さいたま市北区		
さいたま市での活動内容	さいたま市浦和区の明日種パソコン教室にて、ビジネスパソコン講座とともにプログラミング教室を開催している。さいたま市緑区の大崎むつみ里にて、楽しいパソコン体験教室を開催している。さいたま市北区の日進公園コミュニティセンターにて、夏休みプログラミング教室を開催した。		
今後の活動方針	子ども向けのプログラミング教室は、最近のブームになっている。受講生も増えてくるので、クラスを増やす方向です。低学年では、親子で学べる教室も検討中です。		
市民に対するPR	子どもプログラミング教室には、小学校1年生から6年生までがスクラッチを使ったプログラミングを学習し、自分で考える力を楽しく学んでいます。ビジネスパソコン講座では、パソコン資格を取得するための講座と受験会場を提供しています。		
ホームページ	有 (URL https://blog.goo.ne.jp/clarinet2525) / 無		



特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の学習者に対し、生涯学習に必要な情報提供や学習要求を満たす学習内容を提供する教育活動に関する事業を行い、すべての学習者の学習行動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)情報化社会の発展を図る活動
- (4)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①地域の学習者向け生涯学習に係る事業
 - ②地域のITサポート活動に係る事業
 - ③職業能力のためのIT技能習得ならびに就労に係る事業
 - ④障害福祉サービス事業
 - (2)その他の事業
 - ①介護予防活動に係る事業
 - ②地域生活支援事業
 - ③職業紹介事業
 - ④不動産管理事業
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を企画・運営する個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の三分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行わなければならない。

- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けれる者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分

- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)会員の除名
- (9)その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2)正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3)第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該

提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において 前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2)理事の現在数
 - (3)理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
 - (4)審議事項
 - (5)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収益
- (5)資産から生じる収益
- (6)その他の収益

(資産の管理及び区分)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1)特定非営利活動に係る会計
- (2)その他の事業に係る会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講ずることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当協会のホームページ（くらりねっとへようこそ！）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	三浦 雅光
副代表理事	坂本 法子
理事	草彌 義勝
監事	嶋崎 鉄也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金	0円
②年会費	3,600円

(2)一般会員

①入会金	0円
------	----

②年会費 3, 600円
(3)賛助会員
一口 1, 000円

令和3年度 事業報告書

特定非営利活動法人
生涯学習コーディネート協会
代表理事 三浦 雅光 ㊞
電話番号 048-705-6681

1. 事業の成果

(1) 活動の3本柱

活動の3本柱は、「仲間づくり」・「たまり場づくり」・「仕事づくり」である。この3本柱は、「夢づくり」の夢を実現するためのプロセスです。

①仲間づくり

仲間づくりでは、パソコン講座の受講者がさらに勉強し、スキルを向上されるために施設を利用するようになり、仲間が増えました。

②たまり場づくり

たまり場づくりでは、働いている障害者が普段困っていることや不安に思っていることをお話ししてもらう「シャベル」という場所を提供しました。ここには、キャリアコンサルタントの有資格者が傾聴していました。参加者は、毎回楽しみに通って来ていました。

③仕事づくり

仕事づくりでは、さいたま市障害者総合支援センターから障害者向けのパソコン講座や就職活動講座およびメンタルヘルスマネジメント上座を受託し、それぞれの講座を開催しました。相談センターからパソコン講座を受託し、生活支援のためのパソコン講座を開催しました。レベルに合った内容にするために毎回内容を変えながら講座を進めています。埼玉県母子寡婦福祉連合会からひとり親向けのパソコン講座を受託し、開催しました。

(2) さいたま市障害者総合支援センター委託事業

障害者就労向けパソコン講座（初・中級編）では、ワード基礎、エクセル基礎、パワー・ポイント基礎を開催しました。パソコンのスキル別にグループ分けをして、スキルに合った内容で勉強してもらっています。初級編では、テキストを沿って学習します。中級編では、テキストの復習からいろいろな課題を勉強しています。さらにパソコン資格を目指す人には、パソコン資格対策テキストを勉強してもらいます。受講生の中には、パソコン資格取得まで行きたいと勉強し、パソコン資格を取得した人もいました。

(3) 埼玉県母子寡婦福祉連合会パソコン講座

ワード基礎またはエクセル基礎を勉強します。1講座が2日間で、8時間勉強します。ワード基礎では、文字の入力、書式の編集、表の作成、図形処理などを勉強します。エクセル基礎では、データ入力、書式の編集、表の作成、表計算、データベース機能、シートの操作などを勉強します。スキル別に初級グループと中級グループに分けて、講座を進めます。エクセル講座の中級グループは、関数も勉強します。

(4) さいたま市内公共施設パソコン講座

小学生向けプログラミング講座を開催しました。スクラッチを使ったプログラミングを勉強します。ゲームを自分で作るような感覚で勉強できます。子供たちのいろんな発想が

飛び交っています。

(5) あしたねパソコン教室

①プログラミング教室

子供向けのプログラミング教室を月2回開催しています。毎回新しい課題に挑戦できます。小学校1年生から6年生までいます。自分で作るプログラミングは子供たち取っては遊び感覚で取り組めます。いろんな発想が子供たちの成長につながっています。

②ビジネスパソコン講座

ワード実践講座では、差し込み印刷を勉強します。エクセル実践講座では、ピホットテーブルを勉強します。仕事で役立つレベルまでを勉強します。

日商PC検定試験対策講座では、テキストの復習と課題を勉強します。さらに模擬テストを行い、合格点に達していたら、受験します。

(6) 障害者施設パソコン体験教室

障害者施設の大崎むつみの里より「楽しいパソコン体験教室」の依頼を受け、毎月1回開催しました。ここでは年賀状を作成したり、誕生日カードを作成したり、季節に合わせいろいろな作品を作りました。

(7) 障害者就労支援事業

①障害者就労移行支援事業

令和3年度に2名の利用者を就職させることができた。今年度の利用者にも就職活動に必要なビジネスマナーやパソコンの勉強をしてもらっている。それぞれスキルに応じた資格試験があり、資格取得に向かって勉強し、資格を取得している。就職した利用者向けに毎月集まる機会を設定し、近況状況を話してもらって、就職後も支援している。

②障害者就労継続支援事業

令和3年度に2名の利用者が入りました。このお二人は週に2～3日通って、パソコンの勉強をしました。施設の作業では、テキストを作ったり、講座のインストラクターやインストラクター補助をしました。

(8) 相談センターパソコン講座

毎月1回90分のパソコン講座です。毎回受講者が変わるため、受講者のスキルを前もって確認してから、講座の内容を決めていきます。90分で勉強したことが一つの形となって達成感が味わえるような講座の内容を意識して、講座を組み立てました。講義中も様子を見ながら、内容を確認しながら進めました。

(9) 賃貸管理事業

マンション管理員検定の勉強をして、検定試験を受験し、合格しました。マンション管理員の仕事の内容がよくわかりました。マンションの管理会社とマンションの住人の間に立っている立場でいろいろな問題を解決していきます。

マンションの賃貸管理では、賃料の入金確認、オーナー様への入金、賃貸人からの問い合わせ対応をしています。

2. 事業の実施に関する事項（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
職業能力のためのIT技能習得ならびに就労に係る事業	さいたま市障害者総合支援センター委託事業	4月～3月	さいたま市障害者総合支援センター	6人	市民 200人	6,034
	埼玉県母子寡婦福祉連合会パソコン講座	6月～2月	さいたま市坂戸市	6人	県民 80人	791
地域の学習者向け生涯学習に係る事業	さいたま市内公共施設パソコン講座	7月～8月	日進公園コミ	4人	市民 80人	212
			浦和コミ	2人	市民 20人	
			片柳コミ	2人	市民 10人	
	あしたねパソコン教室	4月～3月	あしたね教室	3人	市民 100人	929
	障害者施設パソコン体験教室	4月～3月	大崎むつみの里	6人	市民 80人	21
障害福祉サービス事業	障害者就労支援事業	4月～3月	さいたま市	5人	県民 8人	6,334
	相談センターパソコン講座	4月～3月	さいたま市	2人	市民 16人	75

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
介護予防活動に係る事業	実施なし	—	—	—	—	—
地域生活支援事業	実施なし	—	—	—	—	—
不動産管理事業	賃貸管理事業	4月～3月	さいたま市	1人	県民 2人	0
職業紹介事業	実施なし	—	—	—	—	—

法人名：特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会

活動計算書

2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	36,000	0	36,000
賛助会員受取会費	0	0	0
受取会費計	36,000	0	36,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
資産受贈益	0	0	0
受取寄付金計	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
受取国庫補助金	0	0	0
4. 事業収益			
委託事業収益	7,555,189	0	7,555,189
自主事業収益	7,736,909	38,016	7,774,925
助成金事業収益	0	0	0
事業収益計	15,292,098	38,016	15,330,114
5. その他収益			
受取利息	10	0	10
雑収益	0	0	0
その他収益計	10	0	10
経常収益計	15,328,108	38,016	15,366,124
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,773,831	0	7,773,831
法定福利費	0	0	0
人件費計	7,773,831	0	7,773,831
(2) その他経費			
印刷製本費	205,700	0	205,700
旅費交通費	656,991	0	656,991
通信運搬費	279,754	0	279,754
地代家賃	3,566,600	0	3,566,600
福利厚生費	4,389	0	4,389
水道光熱費	197,031	0	197,031
消耗品費	504,913	0	504,913
新聞図書費	30,258	0	30,258
交際費	435	0	435
車両維持費	600,000	0	600,000
租税公課	0	0	0
保険料	800	0	800
受験料	91,017	0	91,017
支払手数料	160,000	0	160,000
保証金	288,240	0	288,240
修繕費	0	0	0
雑費	36,378	0	36,378
その他経費計	6,622,506	0	6,622,506
事業費計	14,396,337	0	14,396,337
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			

法人名：特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会

活動計算書

2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
旅費交通費	6,350	0	6,350
通信運搬費	173,353	0	173,353
地代家賃	120,000	0	120,000
減価償却費	0	0	0
福利厚生費	158	0	158
水道光熱費	0	0	0
消耗品費	2,055	0	2,055
新聞図書費	0	0	0
租税公課	0	0	0
保険料	585,722	0	585,722
研修費	10,000	0	10,000
交際費	4,301	0	4,301
寄付金	0	0	0
修繕費	0	0	0
雑費	23,050	0	23,050
その他経費計	924,989	0	924,989
管理費計	924,989	0	924,989
経常費用計	15,321,326	0	15,321,326
経理区分振替額	38,016	△ 38,016	
当期正味財産増減額	44,798	0	44,798
前期繰越正味財産額			1,392,745
次期繰越正味財産額			1,437,543